

宗像市事業者向け第二種運転免許取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域公共交通の運行を担う運転士を安定的に確保し、もって市内の地域公共交通網の確保維持に資するため、市関係交通事業者が、その雇用する従業員に第二種運転免許を取得させる場合において、当該免許の取得に要する経費を負担した市関係交通事業者に対し、予算の範囲内で補助する宗像市事業者向け第二種運転免許取得支援補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、道路交通法（昭和26年法律第183号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市関係交通事業者 市からの委託を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を実施する者又は市内に事業所がある事業者であって一般乗用旅客自動車運送事業を実施するものをいう。
- (2) 公共ライドシェア運転士 市からの委託を受けて自家用有償旅客運送事業を実施する市関係交通事業者から雇用されている第二種運転免許を保有していない者であって、当該事業の運転業務に従事するものをいう。
- (3) 第二種運転免許 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税に滞納がない者であって、第二種運転免許の取得に要する経費を負担した市関係交通事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が第二種運転免許を取得する際に要した経費のうち、令和8年1月1日以降に入校した指定自動車教習所の教習料金（受験資格特例教習の料金を含む。）並びに運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要する経費とする。

2 前項に規定する経費のうち、検定不合格による追加の教習料金及び再検定に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。

3 第二種運転免許の取得に関する国又は他の地方公共団体等から補助対象経費に関して同種の補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助対象経費から当該補助金等の交付額を控除した金額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、別表に定める免許の区分

に応じ、同表に定める額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1, 000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市関係交通事業者は、従業員に第二種運転免許のうち2つ以上の免許を同時に取得させようとするときは、いずれか1つの免許に限り、補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第二種運転免許を取得しようとする者が、現に所持する運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費の額が分かる見積書、明細書その他これに類する書類の写し
- (3) 雇用関係等が確認できる書類
- (4) 補助対象者の市税に滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、提出された書類の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(補助金の変更承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定された内容に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業完了後、速やかに実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第二種運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費を負担したことが分かる領収書その他これに類する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を速やかに審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき交付を決定された補助金については、この告示の失効後も、なお効力を有する。

別表（第 5 条関係）

免許の区分	補助率	上限額
大型自動車第二種免許	2 分の 1 以内	1 人当たり 40 万円
中型自動車第二種免許	2 分の 1 以内	1 人当たり 30 万円
普通自動車第二種免許	2 分の 1 以内	1 人当たり 20 万円
公共ライドシェア運転士が取得する 普通自動車第二種免許	—	1 人当たり 30 万円